

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース 利用約款

第1条（約款の制定と適用範囲）

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース（以下「当ゴルフコース」という）でプレーする方（年会員、非会員を問わない。以下「利用者」という）の施設利用契約の内容は、本約款の定めるところによります。ただし年会員の方は、当ゴルフコースの会則に本約款が抵触するときは、会則が優先して適用されます。

第2条（利用契約の成立）

利用者は本約款を確認のうえ、フロントにおいて所定の署名簿にサインまたは受付をしてください。これにより当ゴルフコースは、利用者が当ゴルフコース利用約款に合意したとして、利用者が当ゴルフコースを利用することをお引き受けすることといたします。なお、料金は前払いとなりますので受付時にお支払いください。

第3条（個人情報の保護）

当ゴルフコースは、プレー当日に受付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当ゴルフコースのプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。

また、利用者に対し、当ゴルフコースのイベント情報や営業案内等をハガキ・FAX・電子メール等でご案内する場合があります。

第4条（プレーを中止したときの料金）

理由の如何を問わず、最初のホールのティショットを打ち終えた後のプレー中止については、料金の払い戻し等はいたしません。

第5条（暴力団員等および反社会的勢力等の入場、施設利用の拒否）

当ゴルフコースは、次の場合には入場および施設利用を固くお断りいたします。また、施設の利用開始後に認知したときは直ちに退場していただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業（暴力団の支配下または影響下にある企業をいう）・団体（えせ右翼等の「政治活動標榜ゴロ」や、えせ同和行為者などの「社会運動標榜ゴロ」、総会屋等をいう）またはどの関係者、および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行動を行った履歴のある者、その他反社会的勢力等（以下「暴力団員等および反社会的勢力等」という）に属していると認められるときおよびこれらと関わりがあるとみとめられるとき
- (2) 暴力団員等および反社会的勢力等を同伴または紹介により入場させたとき（過去に行った経歴のある者も含む）
- (3) 粗野な振舞い等、他の利用者に不快な思いをさせる行為や当ゴルフコースの業務遂行に支障をきたす行為等があったとき

第7条（その他利用をお断りする場合）

当ゴルフコースは、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあり

ます。

- (1) 満員の為にスタート時間が確保できないとき
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をし、またはする恐れがあると認められるとき
- (3) 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑が掛かると判断したとき
- (4) ルール、マナーおよび警告を無視して、スロープレーを改められないとき
- (5) 当ゴルフコースに対して好ましくない行為があったと判断したとき
- (6) 天災その他やむを得ない事情によってクローズし、またはプレーを継続することが不可能と認められるとき
- (7) ゴルフプレーにふさわしくない服装や靴(メタル釦付のスパイク靴・サンダル等)を着用し、当ゴルフコースの指示に従わないとき
- (8) その他この約款に違反したとき

第8条 (持込み禁止品)

当ゴルフコースへ次の物を持込むことを禁止します。

- (1) 動物等のペット類
- (2) 著しい悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火または爆発のおそれがあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他、当ゴルフコースが不適切と判断するもの

第9条 (禁止行為)

施設内では次の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝行為等の行為
- (3) 利用者以外のコース内への立入り（特に許可する場合を除く）
- (4) 写真撮影または録音等（特に許可する場合を除く）
- (5) 粗暴行為等、他人に迷惑をおよぼし、又は不快感を与える行為
- (6) その他、当ゴルフコースが禁止を相当と判断した行為

第10条 (休場日、開場時間)

当ゴルフコースの休日と開場時間は所定のとおりとしますが、臨時に変更することがあります。

第11条 (金銭、その他の貴重品)

金銭、その他の貴重品については、利用者の責任において管理してください。なお、更衣室、シャワー室、コインロッカー、コース内等の当ゴルフコース施設内で盗難や紛失等の事故があっても当ゴルフコースは一切の責任を負いません。

第12条 (携帯品、自動車等)

当ゴルフコースにおいて発生した携帯品や、駐車場においての自動車の盗難・破損等の一切について、当ゴルフコースは責任を負いません。

第13条（更衣室、コインロッカー）

更衣室は、当ゴルフコースが利用者の皆様の便宜を図る為にお貸ししている設備です。更衣室内で物品に事故が発生した場合、当ゴルフコースは責任を負いません。利用者がコインロッカーの鍵を紛失した時は直ちにフロントへ届出るとともに、鍵代として所定の金額または実費をお申し受けます。

第14条（危険防止責任）

ゴルフ場（当ゴルフコース含む）では、時により危険を伴う場合がございます。当ゴルフコースの施設において利用者は、全て自己の責任で行動してください。

第15条（手引きカートの利用）

手引きカートの利用につきましては、スタートホール前の看板内容に従ってください。利用者の手引きカート利用により生じた事故に対しましては、当ゴルフコースは一切の責任を負いません。

第16条（クラブの素振り）

素振りは、ティグラウンド内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。また、打順の来た利用者以外は原則としてティグラウンドに立ち入らないでください。

第17条（飛距離の確認）

利用者は、常に自己の飛距離を考えて、先行組に対し、絶対に打ち込まないように打球してください。

第18条（打球する利用者の前に出ないこと）

何人も、打球する利用者の前方には絶対に出ないでください。打球する利用者の前に出た結果の事故はもちろん、利用者の打球等によって生じた事故については、当該利用者との間で解決していただくこととし、当ゴルフコースは一切の責任を負いません。

第19条（隣接ホールへの打込み等）

隣接ホールへの打込み等は危険ですから、打球する利用者は打球の飛球方向について適切に判断し、慎重に打球してください。万一打込んだ場合は、そのホールの利用者に合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴利用者等にも充分注意して打球してください。

第20条（先行組の退避）

先行組の利用者は、後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで、退避所その他の安全な場所に退避してください。

第21条（ホールアウト後の退去）

利用者は、ホールアウト後は直ちにグリーンを立ち退き、後続組の打球に対して安全な場所を通過して、次のホールへ進んでください。

第22条（雷鳴があった場合）

雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に避難してください。

第 23 条（火気使用の禁止）

当ゴルフコース内やクラブハウス内での火気使用は、所定の場所以外禁止いたします。

マッチの燃え殻、煙草の吸殻は消火を確認してから責任を持って灰皿にお入れください。

第 24 条（クラブ等の管理）

当ゴルフコースのクラブ等の管理は、全て利用者の自己責任となります。

第 25 条（宅急便のお取次ぎ）

ゴルフクラブ、バック、シューズケース等については、宅急便のお取次ぎをいたします。

第 26 条（約款違反による事故の責任）

利用者がこの約款に違反して、第三者（当ゴルフコース関係者を含む）に被害を与え、または自己が損害を被ったときは、全て本約款に違反した利用者の責任として、当事者間で解決するものとし、当ゴルフコースは一切の責任を負いません。

なお、当ゴルフコースが被った損害については、損害賠償の請求をさせていただきます。

第 27 条（施設に損害を与えた場合の責任）

利用者が故意または過失により、当ゴルフコースの施設に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第 28 条（信義則）

本約款および会則に定めのない事項については、紳士淑女のスポーツたるゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則にしたがって解決するものとします。

隋則

この約款は、2012 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は、2023 年 4 月 1 日より改定する。

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース年会員 会則

第1条（規約の制定）

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース（以下「当ゴルフコース」という）の年会員について定めるものです。

第2条（年会員の入会手続きと有効期限）

当ゴルフコースの年会員の入会手続きと有効期限は以下のとおりとします。

入会希望者は、所定の申込用紙の申請し、当ゴルフコースの承認を得たうえで年会費を納入し、その当日を入会日とします。

年会員の有効期限は入会日より1年間とし、理由の如何にかかわらず有効期限は延長できません。

当ゴルフコースは、年会員の入会時に「ヴィーナス・メンバーズ・カード（年会員カード）」を発行します。当ゴルフコースの利用にあたり、受付時にフロントに年会員カードを提示することで第4条のプレー料金を適用します。年会員であっても、プレー当日に「年会員カード」を提示しないときは、一般料金の適用とします。

第3条（年会員の種類および年会費）

年会員の種類および年会費は以下のとおりとし、理由の如何にかかわらず退会時は年会費を返還しません。なお、中途退会であっても年会費は返還しません。

年会員の種類、年会費を変更する可能性があります。その場合にはクラブハウス内で掲示します。

- (1) 平日会員 10,000 円（消費税別）
- (2) 土日祝日会員 15,000 円（消費税別）
- (3) 全日会員 20,000 円（消費税別）
- (4) 女性会員 10,000 円（消費税別）
- (5) シニア会員 10,000 円（消費税別）

第4条（プレー料金）

毎月1日に3ヶ月後の年会員プレー料金を受付前に掲示します。

第5条（年会員カード使用時の留意事項）

年会員カードの使用に際しての留意事項は以下のとおりとします。

- (1) 年会員カードは登録者本人のみが利用できます
- (2) 年会員カードを他人に貸与または譲渡して使用させることを禁止します
- (3) 年会員カードを紛失したときは、すみやかに当ゴルフコースに届け出てください
(年会員カードの再発行手数料として 500 円を申し受けます)

第6条（年会員の退会）

年会員が以下の事項に抵触したときは、年会員の資格は失効します。なお、年会員カードを没収し、年会費は返還しません。

- (1) 年会員カードを他人に貸与または譲渡して、不正に使用させたとき
- (2) 別に定める「朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース利用約款」に違反したとき

- (3) 当ゴルフコースが年会員として不適当と認める言動があり、警告しても改めないとき
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業（暴力団の支配下または影響化にある企業をいう）団体（えせ右翼などの「政治活動標ぼうゴロ」や、えせ同和行為者などの「社会運動標榜ゴロ」、総会屋等をいう）、またはその関係者、および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者、その他反社会的勢力など「暴力団等反社会的勢力」に属していると認められる者およびこれからかわりがあると認められる者を同伴および紹介した場合

第7条（プレーおよび施設利用）

当ゴルフコースでのゴルフプレーや施設利用等は一般利用者と同様とし、年会員のみの優遇はしません。

第8条（その他サービス・特典）

当ゴルフコースは年会員に対する各種サービス・特典の提供を行うことがあります。それらの開始および停止、内容の変更等は、当ゴルフコースが都度行うこととします。

第9条（個人情報の保護）

当ゴルフコースは、申込書および署名等にて入手した個人情報を、当ゴルフコースのプライバシーポリシーに則り安全に管理します。

また年会員の方に対し、当ゴルフコースにて管理している個人情報をもとに当ゴルフコースのイベント情報・営業案内を葉書やFAX、電子メール等でご案内することがあります。

2012年4月1日施行

2023年4月1日改定

朝霧ヴィーナスガーデンゴルフコース